

日本国内閣府とオーストラリア産業・科学・資源省との間の 量子科学技術及びイノベーションに関する協力覚書

日本国内閣府及びオーストラリア産業・科学・資源省（個別には「当事者」、総称して「当事者ら」という。）は、量子科学、技術及びイノベーションに関し、以下のとおり協力することを共同で決定した。

1. 科学技術分野における長年の協力関係を認識し、
2. 1980 年 11 月 27 日にキャンベラで署名された「日・オーストラリア科学技術研究開発協力協定」に基づく協力を留意し、
3. 科学技術が、日本及びオーストラリアにおける新たな成長の源泉の創出、高賃金雇用の維持及び次なる経済的繁栄の機会の獲得にとって重要であることを認識し、
4. 量子科学技術及びイノベーション分野における日本及びオーストラリアの世界的なリーダーシップが、30 年以上にわたる共同研究並びに量子コンピューティング、量子センシング及び量子通信分野における先駆的な成果によって支えられていることを認識し、
5. 量子科学技術が世界中の人々の生活及び経済に変革をもたらす可能性を有していることを確認するとともに、その発展を支えるためには、信頼でき、安全で相互に連携されたエコシステムが必要であることを認識し、
6. 平和で安定し繁栄したインド太平洋の実現に向けた共通のコミットメントを再確認するとともに、このビジョンに沿った量子技術の責任ある開発及び利用を推進することを確認し、
7. 量子科学技術及びイノベーション分野における協力を一層強化することが、両国間の友好及び相互理解を深め、経済を強化し、世界の科学技術の発展に貢献することを認識する。

第 1 項 協力分野

- 1.1 当事者らは、それぞれの法令、規則及び政策に従い、以下の分野における協力を共同で推進することに努める。
- (i) **地域における量子分野のリーダーシップに関する対話：**インド太平洋地域における社会的便益の実現及び経済的レジリエンスの強化を目的として、量子技術の安全かつ責任ある開発及び利用を促進するための取組について連携する。
 - (ii) **インフラへのアクセス：**量子技術の発展を支援するため、研究開発インフラ及び製造インフラの相互利用に関する機会を検討する。
 - (iii) **商業化・ユースケース・スケールアップ：**ユースケースの開発、パイロット及び実証事業、初期段階での実装並びに量子技術の展開及び普及の機会を促進することを通じて、研究開発成果の社会実装への移行を支援する。
 - (iv) **サプライチェーンのレジリエンス：**将来の量子エコシステムにとって重要な材料、部品及び製品へのアクセス向上の機会を特定するとともに、地域における国際的なパートナーを含めて協力し、量子サプライチェーンのレジリエンス強化を図る。
 - (v) **産業連携：**両国の量子分野における能力に対する理解の向上及び企業間連携の機会の特定に向けた産業界の取組を支援することを通じて、日本及びオーストラリアの民間部門間の関係強化を図る。
 - (vi) **民間資金及び投資家：**ベンチャーキャピタル及び機関投資家を含む民間投資家及び投資ネットワークとの連携を促進し、量子関連ベンチャー企業の投資受入体制の整備及び成長を支援する。
 - (vii) **共同研究、人材交流、教育及び人材育成：**既存のファンド制度を活用した量子分野における研究協力を促進するとともに、研究者交流プログラムその他の教育的取組を推進し、人材の流動性及びリーダーシップ育成を含め、技能を有し、多様性及び包摂性を備えた将来の量子人材基盤の形成を図る。

- (viii) **安全保障及びレジリエンス**：量子技術が国家安全保障及び将来の経済安全保障に与える影響を認識し、機微技術を保護するための取組について協力する。
- (ix) **ガバナンス及び標準化**：量子技術に関するガバナンス、国際標準化、ベンチマーキング、量子計測及び責任あるイノベーションに関する取組について、双方の認識の共有及び協力を推進する。
- (x) **協力及び情報共有**：適切かつ実行可能な場合には、学術機関及び研究機関を含む日本及びオーストラリアの量子エコシステム間の連携を促進するとともに、情報交換を行う。
- (xi) **量子科学技術の促進及び保護**：関連する二国間、地域的及び多国間の枠組み並びに取組を活用しつつ、量子科学、技術及びイノベーションの促進及び保護に向けた共同の取組を支援する。
- (xii) 当事者らが相互に決定するその他の協力分野

第2項 実施

- 2.1 当事者らは、本覚書に定める協力分野に関し、本覚書に基づく共同活動又は共同プロジェクトを実施するため、必要に応じて個別の実施文書を共同で作成することができる。また、かかる協力は、適切な場合には、かつ当事者らが相互に決定するところにより、必ずしも全ての場合において正式な実施取決めを要することなく、柔軟かつ簡易な枠組みを通じて推進することができる。
- 2.2 前項の実施文書には、共同活動の内容及び目的、作業範囲及び役割分担、研究計画、プロジェクトの連絡担当者並びに必要に応じて、資金面の取決め、人員交流の方法及びその責任、知的財産の取扱い、秘密情報の保護、リスク及び責任の分担その他共同活動の実施に必要な事項を定めることができる。

第 3 項 知的財産

- 3.1 本覚書の適用に起因して知的財産に関する事項が生じた場合には、当事者らは、別途適切な文書により取り扱う。当該文書には、秘密保持契約、ライセンス契約、共同研究契約その他の契約を含むことができる。

第 4 項 情報の開示及び利用

- 4.1 当事者らは、第 5 項に従い、本覚書に基づく活動のために当事者間で提供又は交換される科学的又は技術的情報については、通常、制限なく提供又は交換されることを認識する。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

- (i) 当該情報が、知的財産権者の権利を侵害しない場合にのみ提供されること。並びに
- (ii) 当該情報の開示が、適用される輸出管理法令を含む情報提供側当事者の国の開示に関する法令、規則及び政策に適合すること。

- 4.2 当事者が、知的財産又は輸出管理上の保護の対象となる情報を移転する必要があると判断した場合、当該情報には、その利用及び更なる移転に係る制限及び条件を明示した表示を付すものとする。

- 4.3 当事者らは、他方の当事者から提供された当該科学的又は技術的情報については、当該情報が提供された本覚書に基づく活動の目的のために利用されるものとし、また、情報提供側当事者による別段の制限がない限り、情報受領側当事者の内部的な研究開発目的のために利用することができることを認識する。当該情報のいかなる商業的利用については、関係する当事者間で個別の事案ごとに協議の上、別途適切な文書により定める。

- 4.4 本覚書が終了した場合には、本第 4 項に基づく事項は引き続き適用される。

第 5 項 秘密保持

5.1 当事者らは、情報提供側当事者により秘密である旨の表示が付された情報について、情報受領側当事者の国の法令、規則及び政策に従い、他方の当事者から取得した当該情報の秘密を保持するとともに、権限のない開示から保護する。当事者らは、情報受領側当事者に対して開示を求めるいかなる法令上、規制上又は政府上の要請がある場合を除き、情報提供側当事者の事前の書面による同意なく、当該情報がいかなる第三者への開示の対象ともならないことを確保する。そのような場合、情報受領側当事者は、当該情報を開示する意向について情報提供側当事者に合理的な期間の事前通知を行うよう努めるとともに、当該情報の開示を受ける第三者に対し、その情報が秘密情報である旨を通知する。

5.2 本第 5 項の適用上、秘密情報には、次のいずれかに該当する情報は含まれない。

- (i) 秘密保持義務を負うことなく、既に情報受領側当事者が保有していた情報
- (ii) 開示時において既に公知となっていた情報
- (iii) 秘密保持義務を負うことなく、情報受領側当事者が第三者から正当に取得した情報
- (iv) 秘密情報を参照することなく、情報受領側当事者が独自に取得し、又は開発した情報。ただし、その事実が証拠により裏付けられる場合に限る。
- (v) 情報提供側当事者が書面によりその開示に同意した情報

5.3 必要に応じて、当事者らは、秘密情報の保護、利用及び開示に関する追加的な要件を特定の活動に係る実施文書に定め、いかなる秘密保持を要する情報もしくはいずれかの当事者により機微であるとみなされる情報の交換に関し、別途書面による文書を締結することができる。当該別途書面による文書には、秘密保持に関する誓約その他これと同等の措置を含めることができる。

5.4 いずれの当事者も、本覚書に基づき、国家安全保障又は外交関係上の利益のために保護を必要とし、かつ、適用される国家安全保障に関する法令及び規則に従って格付けされた情報を提供又は交換することを意図しない。本覚書に基づく共同活動の過程において、このような保護を必要とすることが判明している又はそのように考えられる情報が意図せず提供されていたことがその後判明した場合には、その事項を直ちに適切な当局者の注意に付し、当事者らは、当該情報に適用する適切な安全保護措置を特定し、これを書面により相互に決定するため協議する。

5.5 本覚書が終了した場合においても、本第5項に定める事項は引き続き適用される。

第6項 個人情報保護

6.1 当事者らは、本覚書が特定の個人または当事者らにより合理的に特定し得る個人に関する情報または意見の共有を対象とすることを意図しない。

6.2 当事者らは、本覚書に基づく協力分野におけるいかなる活動が個人情報の共有につながる可能性があり、又は個人情報の共有につながったと判断した場合には、各当事者は、それぞれに適用されるプライバシー及びデータ保護に関する法令及び規則を遵守する。この場合、当該個人情報の共有に関して、当事者らは書面による文書を作成することを求められることがある。

第7項 公表

7.1 当事者らは、本覚書に基づく協力分野に沿って実施される活動に関して一般に公表される情報について、適切な場合かつ事前に、他方の当事者と調整する。また、当該活動におけるそれぞれの役割について、両当事者により適切な書面による謝辞を行う。

第8項 本覚書の性質

8.1 本覚書は、当事者間において法的拘束力が生じる関係を構築することを意図するものではなく、また、本覚書に定める事項は、いずれの当事者に対しても、法的な権利、義務又は責任を生じさせることを意図するものではない。

8.2 本覚書のいかなる事項も、当事者らのそれぞれの国際的義務及び国内法令に反し、又はこれらと整合しない形で解釈、もしくは実施されるものではない。

第 9 項 適用法令の遵守

9.1 本覚書及び本覚書に関連して実施される活動は、当事者のそれぞれの管轄において適用される輸出管理法令を含む国内法令及び規則並びに当該当事者の政府が当事者である適用される国際協定に従い、且つ、これらを条件として実施される。

第 10 項 相違の解決

10.1 本覚書の解釈、実施又は適用に起因し、又は関連して生じるいかなる相違は、当事者間の協議を通じて友好的に解決し、その解決のために、国内または国際的な裁判所、仲裁機関もしくは第三者にも付託されない。

第 11 項 変更

11.1 本覚書は、当事者らの書面による相互の同意により、いつでも変更することができる。

第 12 項 開始、期間及び終了

12.1 本覚書は、副本により署名することができるものとし、当事者らによる署名の日に開始し、終了しない限り継続する。

12.2 本覚書は、当事者らの間で到達した共同の意思を示すものであり、法的拘束力を有するいかなる権利又は義務も生じさせるものではない。

12.3 本覚書は、いずれの当事者も、他方の当事者に対し少なくとも 6 か月前に書面で通知することにより終了することができる。当事者らは、いかなる未解決の事項の取扱いについて決定するため協議する。

12.4 本覚書に基づいて生じた活動に係るいかなる実施文書であって、本覚書の終了前に開始されたものは、本覚書の終了にもかかわらず、当事者らが書面により別段の相互決定をしない限り、当該共同活動が完了するまで継続する。

本覚書は、2026 年 7 月 27 日、オーストラリア・シドニーにおいて、英語により 2 通作成された。

日本国内閣府を代表して

オーストラリア産業・科学・資源省を代表して

小野田 紀美
特命担当大臣（科学技術政策担当）

Tim Ayres
産業・イノベーション大臣/科学大臣